アイテル株式会社 定款

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、アイテル株式会社と称し、英文では、Aitel Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 電気通信機器の販売及び据付工事
 - (2) 自動車の車体及び部分品の販売、修理
 - (3) 自動車部分品、付属品の販売及び取付業務
 - (4) 自動車部分品、付属品の販売代行及び仲介
 - (5) 自動車用品、自動車付属品の企画、設計、製造及び販売
 - (6) 中古自動車及び中古自動車部分品の販売
 - (7) 古物商
 - (8) パーソナルコンピューターの販売
 - (9) コンピューターソフトウェアの開発、販売、レンタル及び保守管理
 - (10) OA機器の販売、レンタル及び保守管理
 - (11) コンピューターシステムに関するコンサルティング業務
 - (12) 広告、宣伝及び販売促進に関する企画並びに制作及びコンサルティング 業
 - (13) インターネット上のワールドワイドウェッブサイトの企画、制作及び管理、運営及びコンサルティング業
 - (14) コンピューターグラフィックス、アニメーション及びビデオ映像等の企画並びに制作
 - (15) デザイン業
 - (16) 損害保険代理店業

- (17) 市場調査、広告、宣伝に関する業務
- (18) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,240,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の 株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社 においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、 取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれ を招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である 情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は 一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その 議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に 定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、5名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は3名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、 株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとす る。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監 査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満 了する時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選にかかる決議後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除 く。)の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。)の 中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選 定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれ を招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定め た順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催 することができる。

(取締役会の決議)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席 し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に 定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこ れに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において 定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける 財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、 株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前まで に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法 令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等 委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主 総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は毎年12月31日とする。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても なお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第1条 当会社は、第28回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、第28回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

(電子提供措置等の効力発生日)

第2条 第15条(電子提供措置等)の新設は、当社が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式)を発行している会社となった日をもって効力を生ずるものとし、その効力の発生日をもって本附則第2条を削除する。